

## 全大阪生活と健康を守る会連合会との協議等議事録（要旨）

政策企画室 広聴担当

- 1 日 時 令和7年12月26日（金）13時00分 ～ 15時00分
- 2 場 所 市役所地下1階 第11 共通会議室
- 3 団 体 名 全大阪生活と健康を守る会連合会
- 4 協議等の趣旨 平和と民主主義・くらしと健康を守る 2026 年度予算要望書
- 5 出 席 者  
（団体側）  
32 人  
（本 市）  
福祉局 6 人

### 6 議 事

#### （1）申請権の確立について（項目番号 5.（1）4. リ）

##### 団体要望概要

- ・申請権における生活保護制度の周知に向けた広報について、ホームページだけでなくポスター等で周知しないのか。デジタルの方法でアクセスできない人もいるので検討してほしい。（意見のみ）
- ・生活保護のしおりを、窓口のカウンターに置いて欲しい。（意見のみ）
- ・生活保護の申請相談に同席した場合、同席者の氏名を書かされるが必要なのか。

##### 本市説明概要

- ・対象者のプライバシーにかかわることを聴取するため、同席の同意が必要である。その際に同席者の情報を確認することはある。

#### （2）ケースワーカーについて（項目番号 5.（1）9. イ～ハ）

##### 団体要望概要

- ・高齢者世帯への訪問員は、一定の知識を持っているのか。高齢者世帯の場合、ケースワーカー1人あたりの担当世帯数が280世帯もある中で、生活状況の把握ができていないのか。
- ・ケースワーカーの想像力の欠如が見受けられるが、担当世帯数が多く、改善は難しいと思う。これからどのようにしていこうと考えているのか。
- ・受付面接担当者こそ有資格者が必要ではないか。大阪市でも積極的に有資格者を配置し、適切な対応をお願いしたい。

#### 本市説明概要

- ・被保護高齢者世帯訪問調査等担当職員は、ただ訪問して様子を聴くだけではなく、生活状況の把握も求められている。自立支援プログラムによる必要な支援を行う職員もおり、ケースワーカーと連携し、対象者に対応している。
- ・資質については、研修等を通じて、知識や質の向上を図っている。
- ・受付面接担当について、社会福祉主事資格を必須とはしていない。ただし、生活保護業務に携わる職員については、ケースワーカー以外であっても、主事資格を取得するため、公費負担による研修受講が可能な環境を整備している。

#### (3) 78条の適用について（項目番号 5. (1) 19.）

##### 団体要望概要

- ・競馬・競輪等の申告についての様式は、大阪市が作成し提出を求めている書類か。

##### 本市説明概要

- ・保護課から事務連絡を行っている様式であるが、対象者の必要性に応じて説明するもので、生活を守るためにギャンブルを控えることが趣旨である。